

(別紙1)

発言要旨

(■委員長, ○委員, ▲事務担当者)

■ 本日は、事前のアンケート結果などを踏まえて、「犯罪被害者に対する配慮」をテーマとして、意見交換することとしたい。初めに、裁判官委員から犯罪被害者保護のための法制度等について、説明させていただく。

○ 犯罪被害者保護のための法制度の概要等を説明(別紙2のとおり)。

■ 検察庁等においても、被害者保護に向けての取組を行っているが、検察官委員からも説明願いたい。

○ 検察官委員からは、捜査段階を中心とした被害者保護の制度と大津地検における具体的な取組を紹介する。被害者から告訴のあった事件について、法律上不起訴にしたときには、不起訴通知をするとともに、検察官の裁量によるが、被害者に対し、説明を尽くすようにしている。それでも、検察官の不起訴処分が不当ということであれば、検察審査会に審査請求をしていただくことになる。

しかしながら、刑事事件として不起訴になったけれども、損害賠償等の民事訴訟を予定しているなどの場合は、不起訴記録の閲覧という制度があり、被害者が不起訴記録の閲覧手続をとることができる。

一方、公判請求に至った場合は、犯罪被害者が今後の公判期日や結果の通知を希望するかどうかを確認し、犯罪被害者の希望に応じて対応をとっている。

検察庁における具体的な被害者支援については、平成12年以降、相談窓口として被害者支援員をおいており、大津地検でも1人おいている。被害者支援員は、犯罪被害者の告訴に関する相談、振り込め詐欺や交通事故の寛大処分の撤回などの相談に応じている。

公判段階については、先ほど裁判所委員からも説明があった傍聴の問題やビデオリンク、意見陳述制度などがあるが、特に、私が大津に着任してからある刑事公判については、公判終了後に、毎回、犯罪被害者に裁判の感想や検察庁に対する要望等を話していただく機会を設けた。また、傍聴にあたっては、裁判所への出入りについて、マスコミ等に接触することがないように裁判所の協力を得て配慮した。

それと、被害者とともに泣く検察といわれて久しいが、実際のところは、最近になるまで配慮が足らなかったかもしれない。取り調べにおける言葉遣い、何気ない一言が被害者の心を傷つけているのではないかと、取調中の一言一句、言葉使いに気を付けなければならないと考えている。特に性犯罪の被害者については、取調中に女性事務官を配置したり、ソファー席で緊張を和らげた上で、話してもらうなどの配慮を行っている。

検察庁としても、今後ますます新しい方策を検討、配慮していきたいと考えている。

■ 弁護士会においても、被害者保護に向けての取組を行っておられるが、把握されている範囲で御紹介いただきたい。

○ 弁護士会の取組としても、被害者支援は刑事弁護の取組と比べて遅れていると思う。まず、弁護士の関わりは、被害者の代理人として財産的回復や精神面の回復に関わる場合と刑事弁護人として関わる場合の二つに分けられる。被害者の代理人という部分については、日本司法支援センター「法テラス」の本来業務の中に犯罪被害者支援という業務があり、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介するという制度がある。滋賀弁護士会では、2回以上日弁連の研修を受けているか、少なくとも一度研修を受けた上で、犯罪被害者支援について具体的事件に関わったことを要件として、現在15人程度の精通弁護士を法テラスの名簿に登載している。弁護士会としては、今後も研修を継続する中で、精通弁護士の数を増やしていきたいと考えている。

一方、法テラスができる以前から無料での法律相談を行ってきたが、あまり活用される件数が少ない状況のようだ。広報の不足なども原因なのかも知れない。

また、弁護士会とは別に各地域に犯罪被害者支援センターという民間団体があり、その活動に関与している弁護士がいる。

それから、刑事弁護人という立場から、刑事弁護活動の在り方が非難されていることがあるが、刑事手続の関与という観点から、被疑者、被告人の権利擁護とのバランスの中で、犯罪被害者等の保護を実現すべきであると考えている。

個別事件の処理の中では、刑事弁護人なりにいろいろな配慮をしていると思う。例えば、被害者の住所等を被告人に知らせないような配慮をしているし、個人的な経験になるが、刑事和解の中で犯罪被害者から宥恕を得るに当たり、本人の生活歴から到底約束を守り切れない可能性が極めて高いと思われたので、その事情を被害者にありのまま伝えたことがあるが、このような個々の事件を処理する上で、犯罪被害者の権利というものを無視して行うことはないと思う。また、弁護士会の対応の一例としては、名神高速の交通事故の件について、外国人の被害者に対し、通訳をつけて対応したことがあった。

■ 今、法曹三者から犯罪被害者等の配慮に関する説明と取組を紹介したが、各委員から御意見、御発言をお願いしたい。

○ 法廷での被害者の意見陳述は、証拠調べの一つとされているということだが、今度の刑事訴訟法の一部改正で設けられた、被害者の意見陳述制度などによる犯罪被害者の刑事裁判への参加に関し、被害者が出廷したものの裁判所の許可がなく意見陳述ができなかったり、意見陳述の仕方により、裁判官の心証に影響を及ぼして判決に影響することがあるのか。また、被告人質問の際に、被告人の言動により被害者が更に傷つくことがあると思うのだが、その点裁判所はどのように考えているのか。

○ まず、被害者の参加を許すか許さないかという点については、法律上参加を許さない可能性もあり得るとは思うが、一般的には、ちょっと考えにくいと思う。参加を許さな

い典型例としては、多数の被害者がいる場合には、一部の被害者等に限定するというこ
とは考えられる。また、否認事件で被害者等に証人尋問する場合は、証言するまではそ
の刑事裁判の審理を見てはいけないので、被害者として参加は認めるけれども、証人尋
問が終わるまで刑事裁判に出席させない、ということはある得る。次に、被害者が法廷
において適切に意見陳述ができるのか、ということだが、これはひとえに証拠調べの方
法の問題だろうと考える。検察官のアドバイスが大事になるであろう。また、裁判長と
しても適切な訴訟指揮をすべき問題だと思う。あと、検察官の論告を補充するものとし
て、被害者が意見を陳述する場合には、検察官の論告求刑に沿った意見陳述でな
ければならない。検察官が無期懲役が相当としているにもかかわらず、被害者が死刑を
求めるという場合は、制度の訴訟構造を歪めることになるので、陳述を認めないこと
になると思う。

- 損害賠償命令を行うことができる事件は、凶悪犯罪ということだが、こうした犯罪の
被告人は無資力である場合が多いので、被害回復にはむしろ財産犯に適用する方が効果
があるのではないか。
- 損害賠償命令が制度化されたこと自体、裁判所にとっては大変なことである。刑事裁
判の手續において、損害額を算定する手續きは実は簡単ではなく、財産犯の場合の財産
的被害の算定は困難で、4回の審理ではできないことが十分考えられ、結果、民事事件
として記録を送付することになってしまう可能性が高いと思う。
- 被害者を守るために、マスコミ対策など周囲の目から配慮されているとのことだが、
裁判を傍聴している人には興味半分で見に来ている人も結構いるかと思う。傍聴人に対
するルールやマナー、対策など、裁判所はどのように考えているのか。
- 裁判所としては、傍聴人対策という観点からの犯罪被害者対応については、証人の遮
へい措置以外にはあまり考えていないと思われる。憲法上、裁判の公開が保障されてい
る以上、裁判を傍聴するにあたっては、社会人としてのマナーと捉えざるを得ないので
はないか。
- 検察官から見ると、確かに傍聴人にはいろいろな人がおり、傍聴した内容をおもしろ
おかしく加工したりする人がいるのは事実だ。だが、傍聴人に対して何らかの働きかけ
をするなどは、制度的には難しいのが現実である。
- 被告人には人権上の配慮として推定無罪という扱いがなされているが、重大犯罪の被
疑者、被告人の場合は、その扱いが異なって良いのではないか。
- 刑事裁判の三原則（推定無罪、証拠裁判主義、疑わしくは被告人の利益に）は揺るが
すことはできないが、被疑者、被告人の権利擁護とのバランスの中で、適切に被害者保
護に配慮していくことになる。
- 刑事裁判において、犯罪被害者保護対策がなされるケースは限定的なようだが、女性
の立場からみると、法定刑の軽い事件類型であるストーカーやDVなどの場合でも、日

常生活への影響が大きい。こうした犯罪の被害を受けた女性の保護に関して、法的保護はどのようにになっているのか。

- 限定されるというのは、被害者参加や損害賠償命令といったものであり、犯罪被害者保護の観点からは、例えば、氏名の秘匿決定は何も性犯罪に限定されるものではない。条文解釈の問題だが、裁判所の運用としては、その対象とすることは不可能ではないと思う。ただ、現実としては、法定刑の軽い事件類型の被害者にこそ、保護を必要としている方がいると思う。こうしたケースにおいては、法律の制度だけで解決できるものではなく、むしろそのような被害者保護は、検察官に説明していただいた方がよいと思う。
- 検察官としては、裁判の前段階である捜査、つまり被害届を出す段階から女性の被害者は非常に苦しんでいると認識している。ただ、公判で犯罪被害者の証人尋問の可能性があることから、捜査段階においては、犯罪被害者に対する取調べ方法などに最大限配慮しつつ、犯罪被害者の方にその被害の状況等を話していただき、それでなるべく被害者の心情を理解する形で捜査を進め、以後の公判段階において、検察庁とともに立証活動に協力していただくことになる。捜査段階から公判終了にかけて、検察庁でなるべくケアができるような形で、また制度的にフォローできない部分も含め配慮していきたい。
- まず公判記録の閲覧、コピーについての質問だが、重大事件の公判記録を学術研究目的で閲覧、コピーをすることができるのか。次に、証人尋問において、犯罪被害者が法廷で発言するために出廷されることがあるが、精神的に相当程度の負担がかかると思う。中には体調を崩される方もいると思うが、裁判所は犯罪被害者が出廷する場合に、何らかのサポート態勢をとっているのか。
- まず第三者は裁判所で公判記録を見ることはできないが、事件が確定すれば、検察庁において閲覧することができる。ただし、コピーはできない。次に、裁判所の医療等の態勢としては、大津の裁判所内には医務室があるが、制度的なサポート態勢ではないので、基本的には救急対応をとることになる。また、事前に証人に問題があると分かっている場合は、付添人をつけるなどの対応をとることになるだろうが、基本的に検察庁において、事前に対応策を検討してもらうことになるであろう。
- 犯罪被害者に証人として出廷を求めるケースは、検察庁において証拠請求に基づくものである。犯罪被害者に対しては、証人尋問の心構えや手続の事前説明などを行い、さらに、尋問事項等を事前に確認してもらうなどの配慮をしている。また、尋問途中において、体調を崩すなどした場合は、裁判所の許可を得たうえで、休憩をとってもらうなどの配慮をすることになるであろう。証人尋問に関する悩みや相談については、その内容によるけれども、検察庁においてもできるだけ対応していくつもりである。

以上